

## 令和2年度版

# 大津市一般不妊治療費助成事業

## 申請のご案内

一般不妊治療（健康保険適用分・人工授精）に要した費用の一部を助成します。

制度改正により、令和2年9月30日までに治療（検査）開始された方と、令和2年10月1日以降に治療（検査）開始された方で、助成対象が異なります。  
内容をご確認いただき、不明点は下記までお問合せください。

### 新型コロナウイルス感染症の影響による治療延期への対応について

新型コロナウイルス感染症の影響による治療延期への対応として、令和2年分の助成対象となる①妻の年齢要件の時限的な緩和、及び②助成期間の要件の特例があります。

#### ①妻の年齢要件について

令和2年(2020年)3月31日時点で

妻の年齢が42歳の場合 ⇒ 44歳に達した日の属する月まで助成対象

#### ②助成期間の要件について

今年の4月1日～12月31日までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により治療を延期した場合、医師が認めた延期期間は「連続する2年間（24か月）」の助成期間から除外できます。この措置の適用を希望される場合は、事前に健康推進課までご連絡ください※。

※②の措置の適用には医師の証明書が必要です。様式はホームページからダウンロードできますが、ご連絡いただきましたら様式を郵送させていただきます。

\*今回の措置について、ご不明な点がございましたら下記のお問合せ先までご連絡ください。

#### 【 お問合せ先 】

大津市保健所健康推進課 母性保健係

住所：〒520-0047

大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津2階

TEL：077-528-2748



## 助成対象者 次の全ての条件を満たす夫婦が対象です

### ●令和2年9月30日までに治療（検査）開始された方

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦であって、医療機関によって不妊治療が必要であると診断され、不妊検査・不妊治療（健康保険適応）、人工授精を受けた方
- ② 治療期間中に、夫婦のいずれか一方が大津市に住民票を有している方
- ③ 医療保険各法による被保険者もしくは扶養者であること
- ④ 夫婦のいずれもが市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、大津市国民健康保険料、など）を完納していること。※分納されている方は助成対象外です。督促金、延滞金も市税に含まれます。
- ⑤ 助成対象の治療期間は、妻が43歳に達した日の属する月までとする。

←令和2年度は年齢要件の緩和があります（表紙①参照）

### ●令和2年10月1日以降に治療（検査）開始された方

上記の条件①から⑤までに加えて、夫婦それぞれの前年の所得の合計額が730万円未満であること

※治療（検査）開始日が不明な場合は、医療機関にお尋ねください。

- ☆ 助成対象者に該当するか不明な場合は、大津市健康推進課へお問い合わせください。
- ☆ 申請から助成の決定までに、上記条件を満たさないことが判明した場合、不承認となります。
- ☆ 市税等の納税状況は、市税（固定資産税、軽自動車税等）については大津市役所収納課、大津市国民健康保険料については大津市役所保険年金課へお問い合わせください。

### ●所得額の計算の方法（令和2年10月1日以降に開始の方）

夫婦の合計所得額が730万円未満であれば申請ができます。

ご夫婦それぞれの所得について計算し、合算します。（児童手当法施行令第2条、第3条に準じます。）

※表中の「所得金額」は、総収入ではありません。源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」を、住民税課税証明書では、「所得金額の合計」（自治体によって表記が異なります。課税標準額の「総所得」ではありませんので、ご注意ください。）をご覧ください。

所得および控除額の種類		夫	妻
I	所得金額の合計		
①	児童手当施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000
②	雑損控除額		
③	医療費控除額		
④	小規模企業共済等掛金控除額		
⑤	障害者控除額（普通）（該当者 1人につき 270,000円）		
⑥	障害者控除額（特別）（該当者 1人につき 400,000円）		
⑦	勤労学生控除額（該当すれば270,000円）		
II	控除額合計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦		
III	児童手当法施行令による所得額（I - II）	(A)	(B)
合計	ご夫婦の合計所得額が730万円未満であれば申請ができます。	夫と妻のIIIを合算する (A) + (B)	

## ★ 助成期間

① 助成を開始した診療日に属する月から連続する2年間（24か月）です。

←令和2年度は助成期間の要件の特例があります（表紙②参照）

※ 医師の診断によりやむを得ず治療を中断した場合は、診断書があれば延長できます。  
一般不妊治療医療機関受診等証明書（様式第2号）への記載を医師に依頼してください。  
（自己中断及び体外受精・顕微授精に進まれての中断は、対象となりません。）

<例>令和元年7月から治療を開始した方の場合

治療期間	令和元年7月15日から令和3年6月10日		
助成対象期間	令和元年7月～12月	令和2年1～12月	令和3年1月～6月
助成金額	上限5万円（※1）	上限5万円 ※2	上限（5万円－※1）

令和元年分申請

令和2年分申請

令和3年分申請

- ※1）1回目の治療が年の途中から開始した場合は、3回目の申請が可能。  
ただし、1年目の申請が上限5万円の場合は、3年目の申請はできません。  
3年目の申請は、1回目の助成額や期間を1年目から差し引いたものとなります。
- ※2）上限が5万円に満たなくても、翌年度に繰越はありません。  
注）申請忘れの場合は、受付ができません。

② この事業の助成を受け妊娠・出産（妊娠12週以降の流産・早産・死産を含む）後、更に次の児のために同助成を受ける場合は、再び連続する2年間が対象となります。

※ 一度妊娠・出産された全ての方が対象ではありません。この助成により、妊娠・出産された方が再度治療を実施する場合は対象です。自然妊娠、体外受精や顕微授精での妊娠・出産は対象外です。

※ 該当するか不明な場合は、**大津市健康推進課までお問合せください。**

## ★ 助成額

年間自己負担額の2分の1で、上限5万円（千円未満は切り捨て）です。

院外処方、薬局での保険適用分の支払も助成対象となります。

文書料、食事負担額、ベッド代等は対象外です。

## ★ 不妊・不育症の相談

受診・治療への悩み、検査や薬、周囲の人間関係など、専門相談員（助産師）が不妊・不育症に関する悩みの無料相談を受け付けます。電話でご予約ください。

【日時】 平日午前9時から午後5時（ひとり45分まで）

## ★申請について

◆申請期限◆ **令和3年1月29日(金)** (郵送の場合は当日消印有効)

◆対象治療期間◆ **令和2年1月1日~12月31日**

- ※ 申請期限を過ぎての受付はできません。全ての書類を揃えてご提出ください。
- ※ 医療機関での受診等証明書(様式第2号)発行に時間を要する可能性があります。  
余裕を持って医療機関へご依頼ください。
- ※ 治療期間内に転入された場合は、転入日以降の治療が助成対象です。

下記の必要な書類をそろえて、窓口又は郵送で申請してください。

【窓口】 大津市健康推進課もしくは市内7つのすこやか相談所

【郵送】 大津市健康推進課宛 (〒520-0047 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津2階)

### <申請に必要な書類>

	書類名	備考
1	大津市一般不妊治療費助成金交付申請書(様式第1号)	夫婦で1枚ご提出ください。油性ボールペンをご使用ください。訂正は訂正印が必要です。
2	大津市一般不妊治療医療機関受診等証明書(様式第2号)	受診した医療機関等で作成を依頼してください。夫婦それぞれの証明書が必要です。院外処方有で薬局の証明書を提出する場合は、薬局にも作成を依頼してください。発行に時間がかかる場合があります。
3	夫婦それぞれの健康保険証の写し	
4	振込先の支店名・口座番号が確認できるもの(通帳の写し)	申請者と同一のもの。ネットバンク等の場合はWEBから口座情報を印刷してお持ちください。
5	法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類	夫婦が同一世帯でなく、本籍が大津市以外にある場合のみご提出ください。 戸籍謄本等:申請日から3か月以内に発行されたもの

※申請に必要な書類の3及び4は、原本を持参いただければ窓口で写しをとらせていただきます。

~**令和2年10月1日以降に治療(検査)開始された方は**  
下記をご確認いただき、ご申請ください~

### ※ 収入がない方(専業主婦など)で申告をされていない方

所得額の確認ができません。市役所市民税課又はお近くの支所で収入がない等の申告を済ませておいてください。(ご家族が会社等でまとめて申告されている場合は、改めての申告は不要です。)

### ※ 住民税課税の基準日令和2年1月1日以降に大津市に転入された方

市では所得額の確認ができません。夫婦それぞれの所得額を証明する書類として、令和2年度住民税課税(所得)証明書を前住所地より取り寄せてください。**源泉徴収票は正確な所得が確認できないので不可**とします。

※ 住所、続柄、所得などの要件が確認できない場合、それを証明する書類を提出してください。

## 大津市一般不妊治療費助成事業 Q&A

☆不明点は、大津市健康推進課（077-528-2748）へお問い合わせください☆



Q1. 市外の医療機関を受診していました。

A. 不妊治療のための受診であれば、市外県外問わず医療機関（主に産婦人科）・薬局でも対象です。

Q2. 夫婦別世帯で、妻は大津市、夫は〇〇市に住民票があります。〇〇市で申請をしましたが、大津市でも申請できますか。

A. 大津市では、他市で治療費助成を受けていると、同じ治療期間のものを重複して申請はできません。

Q3. 市税を分納（分割納付）しています。

A. 納期限までに完納していることが条件になりますので、滞納金を分納されている場合は対象外です。  
ご自身の納税状況は、市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税など）については大津市役所収納課へ、大津市国民健康保険料は大津市役所保険年金課へご確認ください。

Q4. 1月28日に申請して、1月31日納期分の市税を支払い忘れていました。

（申請時点では市税の滞納がない状態）

A. 申請から助成の決定までに、条件を満たさないことが判明すると不承認となります。助成の決定には約2～3か月かかり、再申請にも申請期限に間に合わないため、不承認となります。

Q5. 便秘の薬を処方してもらっていました。

A. 一般不妊治療のための処方か医療機関にご確認ください。一般不妊治療以外の治療は対象外です。

Q6. 医療機関で大津市一般不妊治療医療機関受診等証明書（様式第2号）の作成に時間がかかると言われました。他の書類以外を先に提出しても良いですか。

A. 全ての書類が揃っていない場合は受付できません。全ての書類を揃えてご申請ください。

Q7. 1人目妊娠希望のときに、大津市一般不妊治療費助成を受けました。その後、体外受精（特定不妊治療）で妊娠をしました。2人目の妊娠希望ですが申請できますか。

A. 基本的には連続する2年間が助成対象です。一般不妊治療費助成事業で妊娠した方がのみが、次の児のための治療の助成を受けられます。前回、体外受精で妊娠された場合は対象外です。

Q8. 令和元年12月分までを令和2年1月に申請して、令和2年1月の治療で妊娠しました。令和2年1月治療分の申請はしたほうがいいですか。

A. 文書料等は助成対象外ですので、助成額を踏まえてご検討ください。  
ただし、令和2年1月治療分の申請をされない場合は、次の児をお考えになる際、大津市一般不妊治療費助成を受けることができませんのでご注意ください。受付開始は令和2年4月からです。

Q9. 一般不妊治療を受けて妊娠しましたが、14週で流産しました。次に一般不妊治療を受けるときの助成期間はどのようになりますか。

A. 12週以降の流産であれば、流産後、次の不妊治療の開始日から2年間が助成期間です。